

一般社団法人 日本クレール射撃協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本クレール射撃協会と称する。英語名では **Japan Clay Target Shooting Association**（略称：JCSA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、我が国のクレール射撃界を統括し、代表する団体としてクレール射撃の健全な普及及び振興や選手の競技力向上を図ると共に、もってスポーツマンシップを昂揚し、明るく正しい社会の発展と国民の心身の健康に寄与することを目的とする。

(定 義)

第4条 この定款で定めるクレール射撃とは、次に掲げる標的射撃競技をいう。

- (1) トラップ競技、スキート競技、ダブルトラップ競技や、コンパクト競技、スポーティング競技及びその他のクレール標的射撃競技用散弾銃を使用する射撃競技。
- (2) エア・ライフル銃及びライフル銃を使用するランニング・ターゲット射撃競技。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クレー射撃の普及及び指導。
- (2) クレー射撃の全日本選手権大会及びその他の競技会の開催。
- (3) クレー射撃に関する指導者及び審判員の養成並びにその資格の認定。
- (4) クレー射撃に関する施設・用具等及び段級位の検定及び認定。
- (5) クレー射撃の競技力向上に関する事業。
- (6) クレー射撃スポーツの普及・発展に資するための補完事業として事業運営上必要な物品の販売。
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第7条 この法人は、社員総会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 加盟団体

(加盟団体)

第8条 この法人の趣旨に賛同し、その目的達成に協力する団体は、理事会の推薦を受けた上で、社員総会の承認により加盟を認める。

2 加盟を認められる団体（以下「加盟団体」という。）は、以下の各号の一に該当する団体とする。

- (1) 各都道府県を代表するクレー射撃スポーツ競技団体。
- (2) その他、この法人の理事会において推薦され、社員総会において承認された団体。

3 この法人の加盟団体として入会を求める団体から申請があった場合、理事会は、以下の点を総合考慮した上で、推薦するか否かを決定する。

- (1) 団体の構成員が10名以上であること。
- (2) 規定の整備、決算書の作成等、団体としての組織・機構が整備されていること。
- (3) 国際スポーツ射撃連盟（ISSF）、アジア射撃連合（ASC）における該当競技種目の取扱の有無。
- (4) 各都道府県体育協会への加盟の有無。
- (5) この法人の理念・フィロソフィーを基本として、この法人の定款を始めとする諸規定並びに、この法人の上部団体である公益財団法人日本体育協会や、公益財団法人日本オリンピック委員会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行することを誓約すること。

4 加盟団体は、以下の書類を提出し、理事会及び社員総会の承認を経た場合に、この法人を脱退する。また、加盟団体が解散した場合は、理事会及び社員総会の承認を得ることなく、この法人を脱退するものとする。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

5 加盟団体が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その加盟団体に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) 当該加盟団体の代表である正会員が会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 倫理規程その他の規則に重大な違反があったとき。
- (5) その他の正当な事由があるとき。
- 6 前項により除名が決議されたときは、その加盟団体に対し、通知するものとする。
- 7 その他、加盟団体に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第9条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 前条の加盟団体より選出される各加盟団体の代表者
- (2) 普通会員 前条の加盟団体の会員でこの法人の趣旨に賛同し、その目的達成に協力する個人で、所属加盟団体正会員が推薦する者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

#### (入 会)

第10条 正会員、普通会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める「入会・退会規程」に従って申し込みをし、理事会又は理事会から委任を受けた資格審査委員会で承認を受けなければならない。

- 2 正会員として入会しようとする者から入会の申請があった場合、理事会又は理事会から委任を受けた資格審査委員会は、入会申請者について、以下の点を審査するものとする。
  - (1) 所属する加盟団体の代表者として当該加盟団体の機関決定を経ていること。
  - (2) この法人の普通会員であること。
- 3 普通会員として入会しようとする者から入会の申請があった場合、理事会又は

理事会から委任を受けた資格審査委員会は、入会申請者について、以下の点を審査するものとする。

- (1) 届出住所地在、申請者の居住地又は勤務地であること。
- (2) 所属加盟団体又は加盟部会の会員登録手続を経ていること。
- (3) 所属加盟団体の正会員又は加盟部会の代表者の推薦を経ていること。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人ではないこと。
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法又は火薬類取締法に重度の違反があり、刑に処せられたことがないこと。
- (6) この法人の理念・フィロソフィーを基本として、この法人の定款を始めとする諸規定並びに、この法人の上部団体である公益財団法人日本体育協会や、公益財団法人日本オリンピック委員会が制定する諸規定及び諸規則を遵守・履行することを誓約すること。

4 資格審査委員会の委員は、以下のとおり6名とし、第4号から第6号に基づき選出される委員は、それぞれ理事会の決議により選出する。

- (1) 業務執行理事の中から選出される担当常務理事（委員長）1名
- (2) 副会長1名
- (3) 専務理事
- (4) 学識経験者として選任された理事以外の理事1名
- (5) 監事1名
- (6) 第1号における常務理事（委員長）指名による学識経験者1名

5 資格審査委員会は、理事会から委任を受けて、会員の資格審査の他、定款の施行についての細則において定められた業務を行う。

6 資格審査委員会の審査により、会員登録が認められなかった会員の内、当該審査に不服がある会員は、理事会に対して改めて審査を行うよう求めることができる。

7 資格審査委員会の運営等については、理事会が別に定める資格審査委員会規程による。

(入会金及び会費)

第 11 条 普通会員及び賛助会員は、「入会・退会規程」に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 正会員は、「入会・退会規程」で定める会費等を支払わなければならない。

3 前 2 項の会費等についてはその全額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員の資格の停止及び喪失)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格（「一般社団・財団法人法」上に定められた社員の権利を除く。）を停止する。

(1) 会費等を年度内に入金せず、滞納したとき。

(2) 倫理規程違反により会員資格停止処分を受けたとき。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法または火薬類取締法に重度の違反があり、刑に処せられたとき。

(7) 継続登録手続時に、第 10 条第 2 項（正会員）、第 10 条第 3 項（普通会員）に規定されている事項を満たしていないとき。

3 正会員は、前項の場合に加え、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 自らが代表する加盟団体が解散したとき、若しくはこの法人から脱退又は除名されたとき。

(2) 当該正会員が、加盟団体の代表者でなくなったとき。

(3) この法人の普通会員でなくなったとき。

(退 会)

第13条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会費を2年以上滞納したとき。

(4) 倫理規程その他の規則に重大な違反があったとき。

(5) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、以後、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未納の入会金、会費の支払い等、資格喪失時までに未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認
  - (5) 入会規程及び会費等の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
  - (8) 解散及び残余財産の帰属
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
  - (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第19条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第18条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。



(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

#### (招 集)

第19条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

なお、定款第23条第2項に基づき、書面による議決権行使ができることと定めた場合には、開催日の2週間前までに招集通知を発しなければならない。

#### (議 長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれに当たる。

#### (定足数)

第21条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 22 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の方法等)

第 23 条 社員総会に出席できない正会員は、社員総会毎に代理権を証明する書面を提出して、代理出席者へ議決権の行使を委任することができる。

2 理事会で書面によって議決権行使ができると決議した場合、社員総会に出席できない正会員は、書面によって議決権を行使することができる。

3 第1項及び前項で議決権を行使した場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

4 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第26条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上20名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち11名以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は 3 名以内、専務理事は 1 名、常務理事は 9 名以内とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 代表理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業

務執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為

をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任 期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、その退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第27条で定めた定数に満たなくなる場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解 任)

第32条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第48条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、理事及び監事の「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等の間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉役員)

第36条 この法人に名誉総裁1名、名誉会長1名及び顧問・参与若干名（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

2 名誉役員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会において任期を定めよう

えで選任する。

- 3 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉役員の職務)

第 37 条 名誉役員は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第 2 節 理事会

(設 置)

第 38 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 39 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体



制をいう。)の整備

(6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第30条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手

続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 42 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれに当たる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 44 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 45 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 6 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 49 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 50 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 51 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程(資金運用規程)によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 52 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類及びこれらの付属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。
- 2 前項の計算書類等については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第54条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第55条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配)

第 56 条 この法人の剰余金の分配は行わない。

## 第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 第 60 条に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 58 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併した旨を届け出なければならない。

(解 散)

第 59 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

- 2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の処分)

第60条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第61条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第62条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第63条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 64 条 事務所には、法令の定めるところにより常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 監査報告書
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 65 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 65 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 66 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 67 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示す

る方法による。

## 第11章 補 則

(委 任)

第68条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成26年9月1日より施行する。
- 2 この定款は、平成28年6月28日より改正施行する。
- 3 この定款は、2019年6月21日より改正施行する。

\*平成25年度臨時総会 承認（平成25年11月18日）

平成28年度定時社員総会 承認（平成28年6月28日）

2019年度定時社員総会 承認（2019年6月21日）